

凍結防止剤散布機仕様書

第1条 適用

本仕様書は、凍結防止剤散布装置の購入に適用する。

納入機器は、下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、性能が良好であつて、かつ十分な耐久性があるものを標準とする。

この仕様書に明記されている数値は標準の仕様値とし、ここに明記されていない箇所については、発注者（以下「甲」という。）と納入者（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。

第2条 仕様

- 1.機 種 凍結防止剤散布機 2台
- 2.形 式 車載式 2.0㎡級
- 3.性 能
 - (1)散布幅 3～6m以上(可変式)
 - (2)最大散布量 40g/㎡級
 - (3)ホッパー容量 2㎡
 - (4)適用散布剤 粒状・フレーク状の塩化マグネシウム・塩化ナトリウム等の凍結防止剤
- 4.主要諸元
 - (1)全 長 3,800mm以下(発動発電機が必要な機種はこれを含んだ長さ)
 - (2)全 幅 1,600mm以下
 - (3)全 高 1,900mm以下(床面より)
 - (4)機種重量 2,000kg以下(発動発電機が必要な機種はこれを含んだ重さ)
- 5.各種構造
 - (1)運転室内で始動・停止を行うことができること。
 - (2)散布量の調節ができること。
- 6.付属品
 - (1)ホッパーカバー
 - (2)吊り下げワイヤー
 - (3)荷締機またはターンバックル
 - (4)標識板(車体後部取り付け)
 - (5)付属工具
 - (6)取扱説明書(日本語による)
 - (7)部品表 (")
 - (8)履歴簿 (")
- 7.塗装 国土交通省建設機械塗装基準による。
- 8.専用台車 2台(事務所の屋根車庫への搬入に必要なため。)(別紙1参照)

第3条 検査

乙は、ならし運転完了後検査を受けるものとする。

検査は、寸法、外観、溶接その他組立状況を検査し、さらに甲の指示により適当な作業を行つて、全般的な機能及び各装置について検査する。

なお、検査に要する器具及び人員は、乙において用意するものとする。

また、甲が上記検査以外に中間検査の必要を認めた場合も同様とする。

第4条 保証

納入後1年以内に生じた故障で明らかに乙の責任と見なされる故障は、乙において無償修理を行うものとする。

なお、特に重大な故障については、上記期間経過後であっても、甲、乙協議のうえ乙に無償修理を行わせることがある。

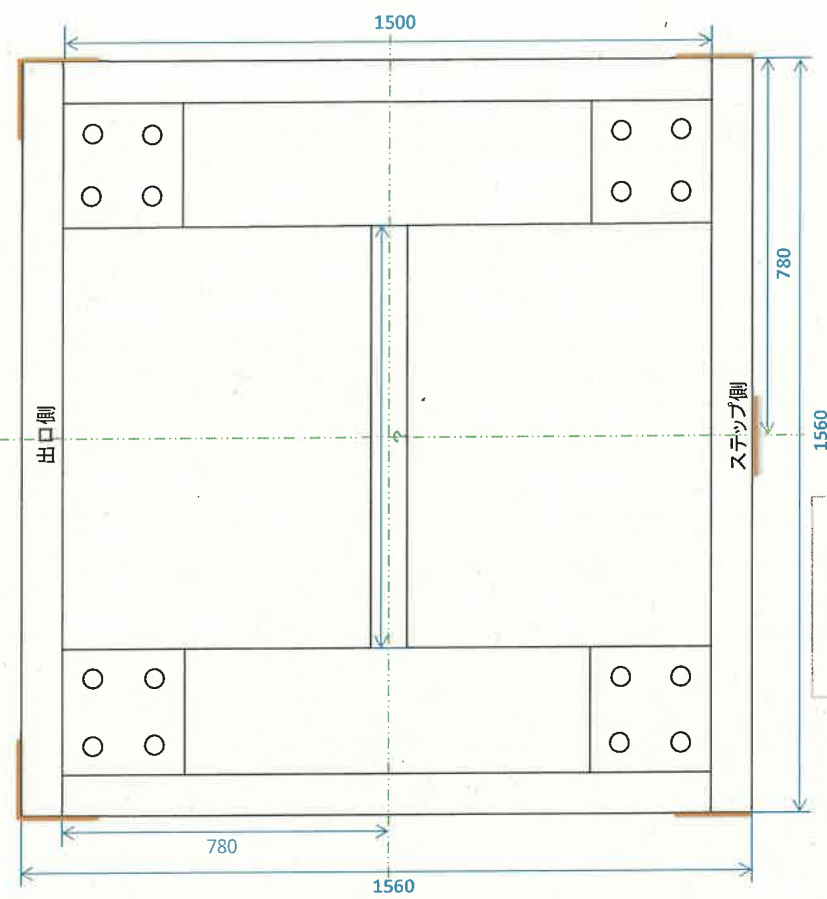
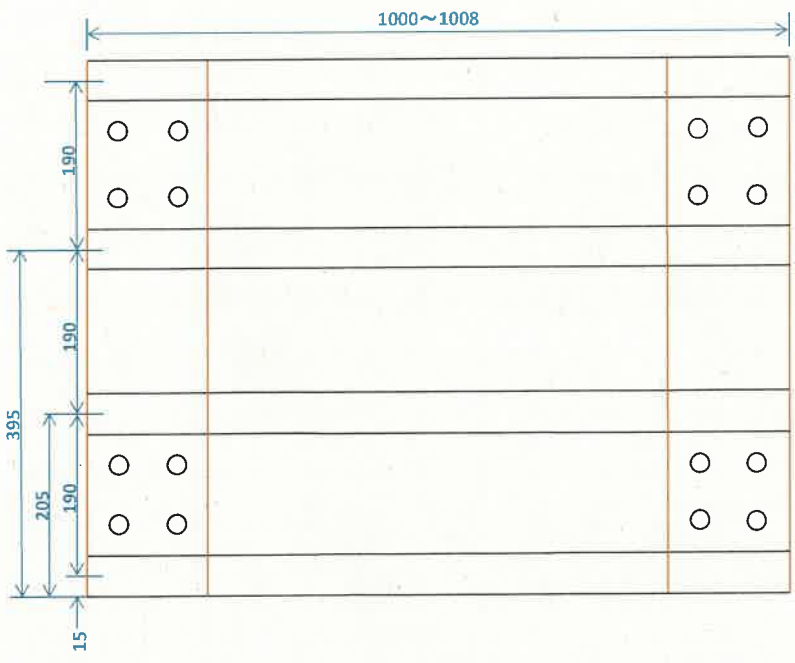
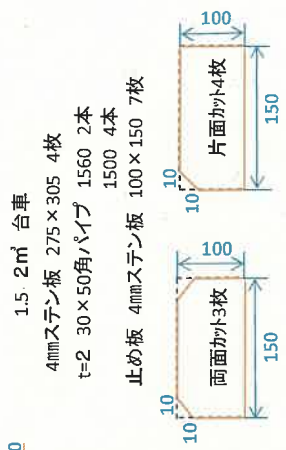
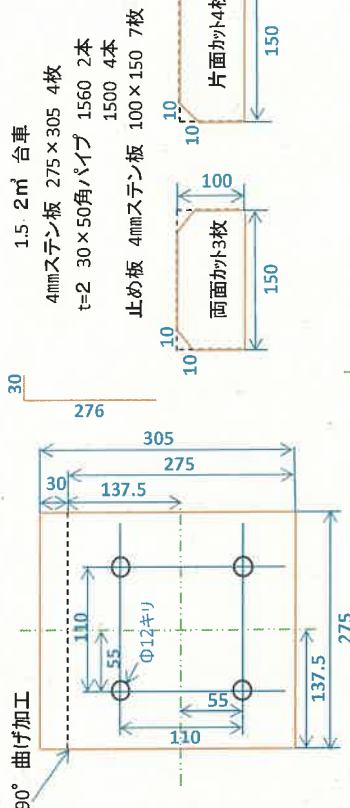
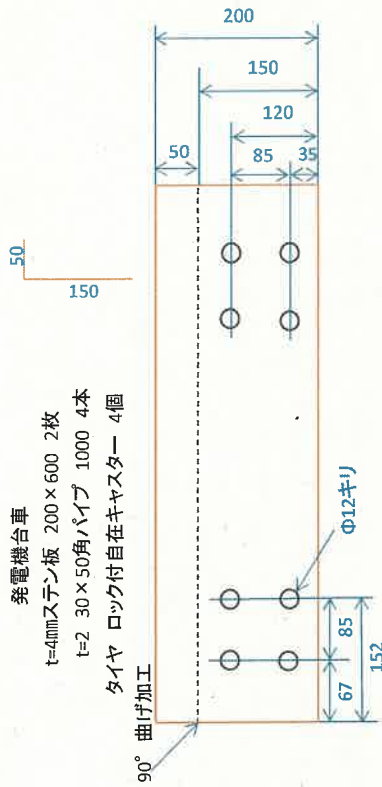
第5条 納入場所 兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所 佐用業務所

第6条 納入期限 令和8年10月30日限りとする。

第7条 納入台数 2台(専用台車・運搬費含む)

第8条 その他 既設散布機に専用台車が必要なため、専用台車2台を購入する。

発電機台車
 t=4mmステン板 200×600 2枚
 t=2 30×50角パイプ 1000 4本
 タイヤ ロック付自在キャスター 4個



発電機用

散布機用